

平成 3 0 年 第 4 回

各務原市議会定例会議案

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日

目 次

議第 80号	平成30年度各務原市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議第 81号	平成30年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議第 82号	平成30年度各務原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議第 83号	各務原市学校施設整備基金条例について	1 頁
議第 84号	各務原市国際交流振興基金条例を廃止する条例について	3 頁
議第 85号	各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	5 頁
議第 86号	各務原市営墓地条例の一部を改正する条例について	7 頁
議第 87号	各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について	14 頁
議第 88号	工事請負契約の締結について（市民会館空調設備改修工事）	16 頁
議第 89号	工事請負契約の締結について（市民会館舞台照明設備改修工事）	18 頁
議第 90号	財産の無償譲渡について（認定こども園各務保育園（旧各務保育所））	20 頁
議第 91号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市那加福祉センターほか13施設）	22 頁
議第 92号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市福祉の里）	23 頁
議第 93号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市高齢者生きがいセンター稲田園）	24 頁
議第 94号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市高齢者生きがいセンター川島園）	25 頁
議第 95号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市商工振興センターほか3施設）	26 頁
議第 96号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市指定文化財皆楽座）	27 頁
議第 97号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市総合体育館ほか17施設）	28 頁

議第 98号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原リバーサイド 21）	29頁
議第 99号	市道路線の認定について（市道鵜1402号線ほか2路線）	30頁
議第100号	市道路線の認定について（市道那1132号線）	33頁
議第101号	市道路線の廃止及び認定について（市道鵜1081号線ほか 3路線）	35頁

議第 8 3 号

各務原市学校施設整備基金条例について

各務原市学校施設整備基金条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

本市の学校施設の整備を円滑に行うことを目的に、学校施設整備基金を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市学校施設整備基金条例

(設置)

第1条 本市の学校施設の整備事業（学校の建物、設備、外構、工作物等の新築、増築、改修、除却等をいう。第6条において同じ。）に要する資金に充てるため、各務原市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、学校施設の整備事業に要する資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。ただし、都市計画税をもって積み立てた額については、学校施設の整備事業のうち都市計画事業に該当する事業に要する資金に充てる場合に限る。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 4 号

各務原市国際交流振興基金条例を廃止する条例について

各務原市国際交流振興基金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

国際交流振興基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

各務原市国際交流振興基金条例を廃止する条例

各務原市国際交流振興基金条例（平成元年条例第18号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に廃止前の各務原市国際交流振興基金条例の規定により設置されていた各務原市国際交流振興基金に属する財産は、この条例の施行の日において、各務原市財政調整基金条例（昭和49年条例第31号）の規定により設置されている各務原市財政調整基金に属する財産とする。

議第 8 5 号

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例について

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

公職選挙法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成8年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「各務原市長の選挙の場合に限る。」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第 8 6 号

各務原市営墓地条例の一部を改正する条例について

各務原市営墓地条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

市営墓地内に新たに合葬式墓地を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市営墓地条例の一部を改正する条例

各務原市営墓地条例（平成８年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条の前に次の目次を付する。

目次

第１章 総則（第１条―第４条）

第２章 一般墓地（第４条の２―第１８条）

第３章 合葬式墓地（第１９条―第３０条）

第４章 雑則（第３１条）

附則

本則（第１条から第４条まで、第１５条第１項第６号及び第１６条を除く。）中「墓地」を「一般墓地」に、「使用者」を「一般墓地使用者」に改める。

目次の次に次の章名を付する。

第１章 総則

第１条中「（以下「墓地」という。）」を削る。

第２条の見出し中「及び位置」を「、位置等」に改め、同条中「墓地の」を「市営墓地の」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 市営墓地に一般墓地（墳墓の設置のために区画した墓所をいう。以下同じ。）及び合葬式墓地（一の墳墓に多数の焼骨（分骨を除く。次条、第４条の２第２号、第５条第３項、第１９条第２号、第２１条、第２２条第２項から第４項まで、第２３条第２項及び第２８条第１項において同じ。）を合同で埋蔵する施設をいう。以下同じ。）を置く。

第３条中「墓地」を「市営墓地」に、「祭祀」を「祭祀^し」に改める。

第４条第１項中「墓地」を「市営墓地」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「墓地を管理するため必要と認めたときは、第１項の許可に」を「前項の許可に市営墓地の管理上必要な」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項及び第５項を削り、同条の次に次の章名及び２条を加える。

第２章 一般墓地

（使用の許可を受けることができる者の資格）

第４条の２ 一般墓地の使用の許可を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

（１）第３条の祭祀を主宰する者であること。

- (2) 埋蔵前若しくは収蔵前の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。以下同じ。）の焼骨又は改葬すべき親族の焼骨を現に所有すること。
- (3) 現に一般墓地の使用の許可を受けていないこと。
- (4) 現に合葬式墓地の使用の許可を受けていないこと又は現に合葬式墓地の使用の許可を受けている場合（既に焼骨が第21条第2号の合葬室に埋蔵されている場合を除く。）でその使用に係る場所を返還すること。
- (5) 現に合葬式墓地の生前登録（第28条第1項の生前登録をいう。）を受けていないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。

（公募）

第4条の3 市長は、一般墓地を使用させようとするときは、公募によるものとし、応募者の数が当該募集に係る区画の数を超えたときは、抽選により許可する者を決定する。

第5条第2項中「市内に住所を有しない」を「本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されていない」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項又は前条第1項」を「一般墓地の使用」に改め、「者」の次に「前条第1項の許可を受けた者を含む。」を加える。

第11条第1項中「第4条第1項」を「一般墓地に係る第4条第1項」に、「受けた」を「受けようとする」に改め、同条第2項中「使用料」を「一般墓地の使用料」に、「受けた」を「受ける」に改める。

第13条中「使用料」を「一般墓地の使用料」に改める。

第14条第1項中「使用料」を「一般墓地の使用料」に改め、同条第2項第1号中「使用料 使用の許可の取消しを受けないで当該許可を受けた区画を返還した場合で、当該」を「第16条第1項の規定による届出をした場合において、使用の許可を受けた」に、「ときは、既納」を「とき 既納」に改め、同項第2号中「管理料 第12条第3項」を「第12条第3項」に、「使用の許可の取消しを受けないで当該」を「第16条第1項の規定による届出をして使用の」に、「場合は、その」を「とき その」に改める。

第15条第1項第5号中「事由」を「理由」に改める。

第16条の見出しを「（一般墓地の返還等）」に改め、同条中「使用者」を「一般墓地使用者」に、「墓地の使用を廃止した」を「前項の規定による届出をする」に、「により墓地」を「により一般墓地」に、「、当該許可を受けた」を「一般墓地の当該」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

一般墓地使用者は、一般墓地を使用する必要がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出に係る一般墓地の使用権は、消滅する。

第16条に次の2項を加える。

- 3 市長は、一般墓地使用者が前項の規定による原状回復を行わないときは、焼骨を無縁として処置し、及びその墳墓、墓碑又は形像類を移転することができる。
- 4 前項の場合においては、その費用を当該一般墓地使用者から徴収することができる。

第17条第1項第2号中「居所不明」を「所在が不明」に改める。

第19条を第31条とし、第18条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 合葬式墓地

（使用の許可を受けることができる者の資格）

第19条 合葬式墓地の使用の許可を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めた者については、この限りでない。

- （1）死亡者の親族で当該死亡者の祭祀を主宰するものであること。
- （2）埋蔵前若しくは収蔵前の親族の焼骨又は改葬すべき親族の焼骨を現に所有すること。
- （3）現に一般墓地の使用の許可を受けていないこと又は現に一般墓地の使用の許可を受けている場合で一般墓地を返還すること。
- （4）前3号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。

（使用権の承継）

第20条 合葬式墓地の使用権は、承継することができない。ただし、規則で定める者が承継する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する者は、合葬式墓地の使用権を承継しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

（埋蔵の場所）

第21条 市長は、合葬式墓地の使用の許可の対象となった焼骨を、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める場所に埋蔵するものとする。

(1) 使用の許可があった日から20年を経過する日までの間 納骨室（合葬式墓地内において焼骨を個別の容器に納めて埋蔵するための場所をいう。以下同じ。）

(2) 前号に掲げる期間の経過後 合葬室（合葬式墓地内において多数の焼骨を判別できない状態で埋蔵するための場所をいう。以下同じ。）

（使用の制限等）

第22条 納骨室内及び合葬室内には、市長が特に必要と認める場合を除き、立ち入ることができない。

2 合葬式墓地には、使用の許可の対象となった焼骨に限り、埋蔵することができる。

3 合葬式墓地の使用の許可を受けた者（第20条第2項の許可を受けた者を含む。以下「合葬式墓地使用者」という。）は、焼骨の埋蔵に際し、納骨室に埋蔵する焼骨の容器（規則で定める基準に適合するものに限る。）を持参しなければならない。

4 前条の規定にかかわらず、他の墓地等（墓地又は納骨堂をいう。）から合葬式墓地に改葬する場合は、当該改葬の際に前項の容器1個の容量を超えた分の焼骨を合葬室に埋蔵することができる。

（焼骨の返還等）

第23条 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還しない。

2 合葬式墓地使用者から納骨室に埋蔵されている焼骨の返還の申出があった場合は、当該合葬式墓地使用者に焼骨を返還するものとする。この場合において、当該申出に係る合葬式墓地の使用権は、消滅する。

（使用料の徴収）

第24条 合葬式墓地に係る第4条第1項の許可を受けようとする者は、使用の許可の際、使用料を納めなければならない。

2 合葬式墓地の使用料の額は、納骨室の納骨棚1区画につき8万円とする。

3 第22条第4項の規定による合葬室への埋蔵に係る合葬式墓地の使用料は、無料とする。

（使用料の不還付）

第25条 既納の合葬式墓地の使用料は、還付しない。ただし、合葬式墓地の使用の許可を受けた日から5年を経過する日までに第27条第1項の規定による届出をしたときは、既納の使用料の2分の1の額を還付するものとする。

(使用の許可の取消し)

第26条 市長は、合葬式墓地使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、合葬式墓地の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により使用又は承継の許可を受けたとき。
- (2) 使用の許可に付した条件を遵守しないとき。
- (3) 第3条又は第22条第2項若しくは第3項の規定に違反したとき。
- (4) 墓地に係る法令の規定に違反したとき。
- (5) その他合葬式墓地を管理するために必要な指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による許可の取消しを行ったときは、その旨を合葬式墓地使用者に通知するものとする。

(合葬式墓地の返還等)

第27条 合葬式墓地使用者は、合葬式墓地に焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓地を使用する必要がなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出に係る合葬式墓地の使用権は、消滅する。

2 合葬式墓地使用者は、前条第1項の規定により合葬式墓地の使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用に係る場所を返還するとともに、納骨室に埋蔵されている焼骨があるときは、当該焼骨を引き取らなければならない。

3 前項の場合において、市長は、合葬式墓地使用者の所在が不明なとき、又は焼骨を引き取らないときは、焼骨を無縁として処置することができる。

(生前登録)

第28条 次に掲げる要件を満たしている者は、自己の死亡後における自己の焼骨に係る合葬式墓地の使用について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の登録（以下「生前登録」という。）を受けすることができる。

- (1) 現に一般墓地の使用の許可を受けていないこと又は現に一般墓地の使用の許可を受けている場合で一般墓地を返還すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、規則で定める要件を満たしていること。

2 生前登録を受けようとする者は、当該生前登録の申請に当たり、自己が死亡した際に祭祀を主宰する者（次項において「祭祀主宰予定者」という。）を定めるものとする。

3 祭祀主宰予定者は、生前登録を受けた者（次条において「生前登録者」という。）

の死亡後、合葬式墓地を使用しようとするときは、第4条第1項の許可を受けなければならない。この場合においては、第19条の規定は、適用しない。

（生前登録の取消し）

第29条 市長は、生前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、生前登録を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の行為により生前登録を受けたとき。

（2）墓地に係る法令の規定に違反したとき。

（3）その他生前登録が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による生前登録の取消しを行ったときは、その旨を生前登録者に通知するものとする。

（準用）

第30条 第6条第1項、第8条及び第13条の規定は、合葬式墓地について準用する。この場合において、同条（見出しを含む。）中「使用料及び管理料」とあるのは、「使用料」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

附 則

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 この条例の施行前に改正前の各務原市営墓地条例の規定により行われた処分、手続その他の行為は、改正後の各務原市営墓地条例の一般墓地に係る相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

議第 8 7 号

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

鵜沼西町第二地区地区計画の区域内における建築物等に関する制限を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

各務原市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成２３年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「敷地面積は、」の次に「それぞれ」を加える。

別表第１に次のように加える。

鵜沼西町第二地区地区整備計画区域	都市計画法第２０条第１項の規定により告示された鵜沼西町第二地区地区計画の区域のうち地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第２に次のように加える。

３ 鵜沼西町第二地区地区整備計画区域

区 域	制 限	
全域	用途の制限	(１) 法別表第２（り）項に掲げる建築物 (２) 住宅 (３) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (４) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (５) 工場（自動車若しくは自動車用品の販売を主たる目的とする店舗又はガソリンスタンドに附属する作業場で、その床面積の合計が３００平方メートル以下のものを除く。） (６) 畜舎 (７) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (８) 倉庫（前各号の建築物以外の建築物に附属するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	３００平方メートル

附 則

この条例は、平成３１年１月１日から施行する。

議第 88 号

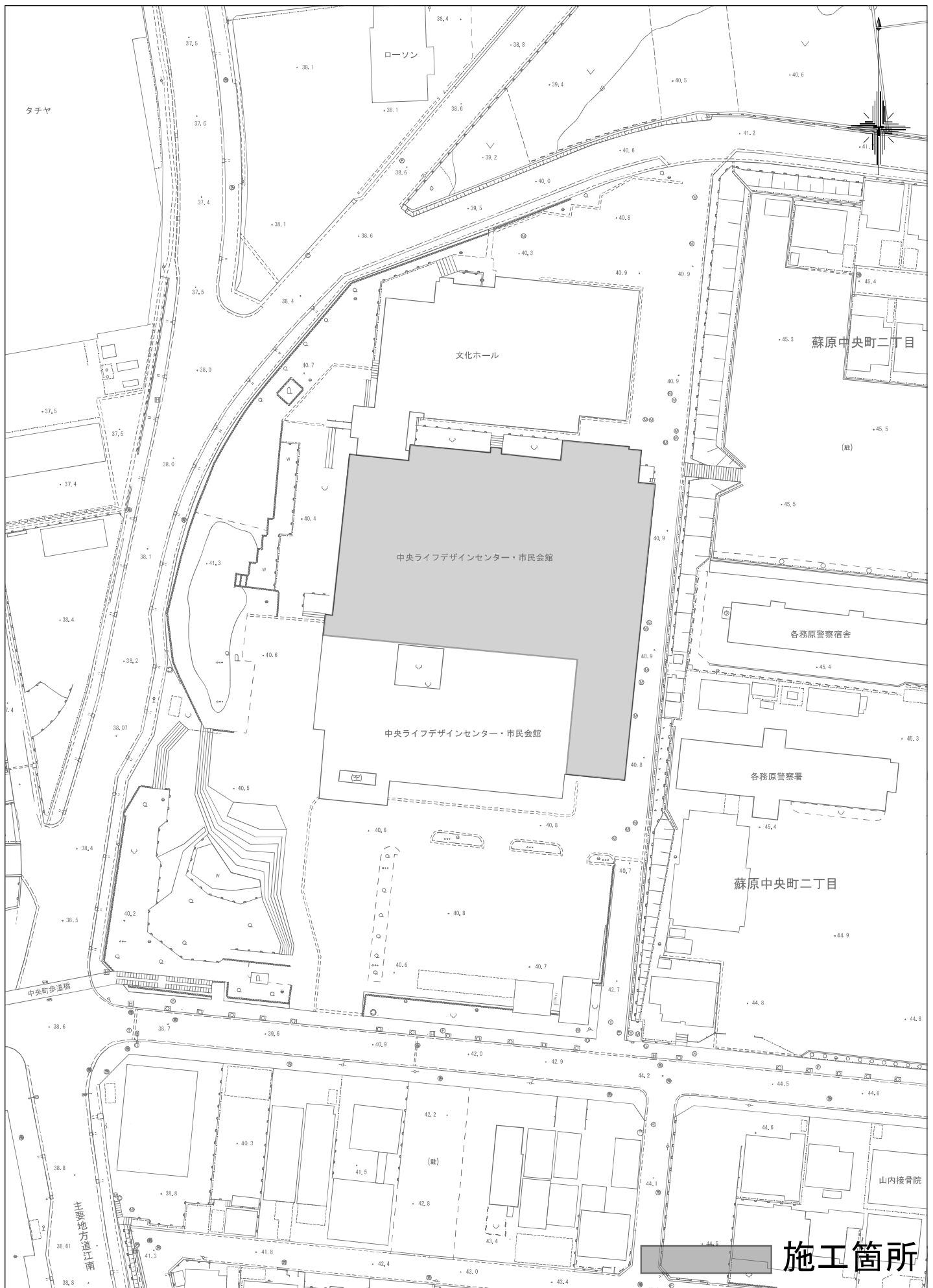
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 市民会館空調設備改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 239,760,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 各務原市鵜沼川崎町 1 丁目 9 番地
川崎・石田特定建設工事共同企業体
代表者 各務原市鵜沼川崎町 1 丁目 9 番地
川崎設備工業株式会社 各務原営業所
所長 山 内 新 一
構成員 各務原市鵜沼羽場町 1 丁目 172 番地 1
石田水道株式会社
代表取締役 石 田 清 美 |



議第 89 号

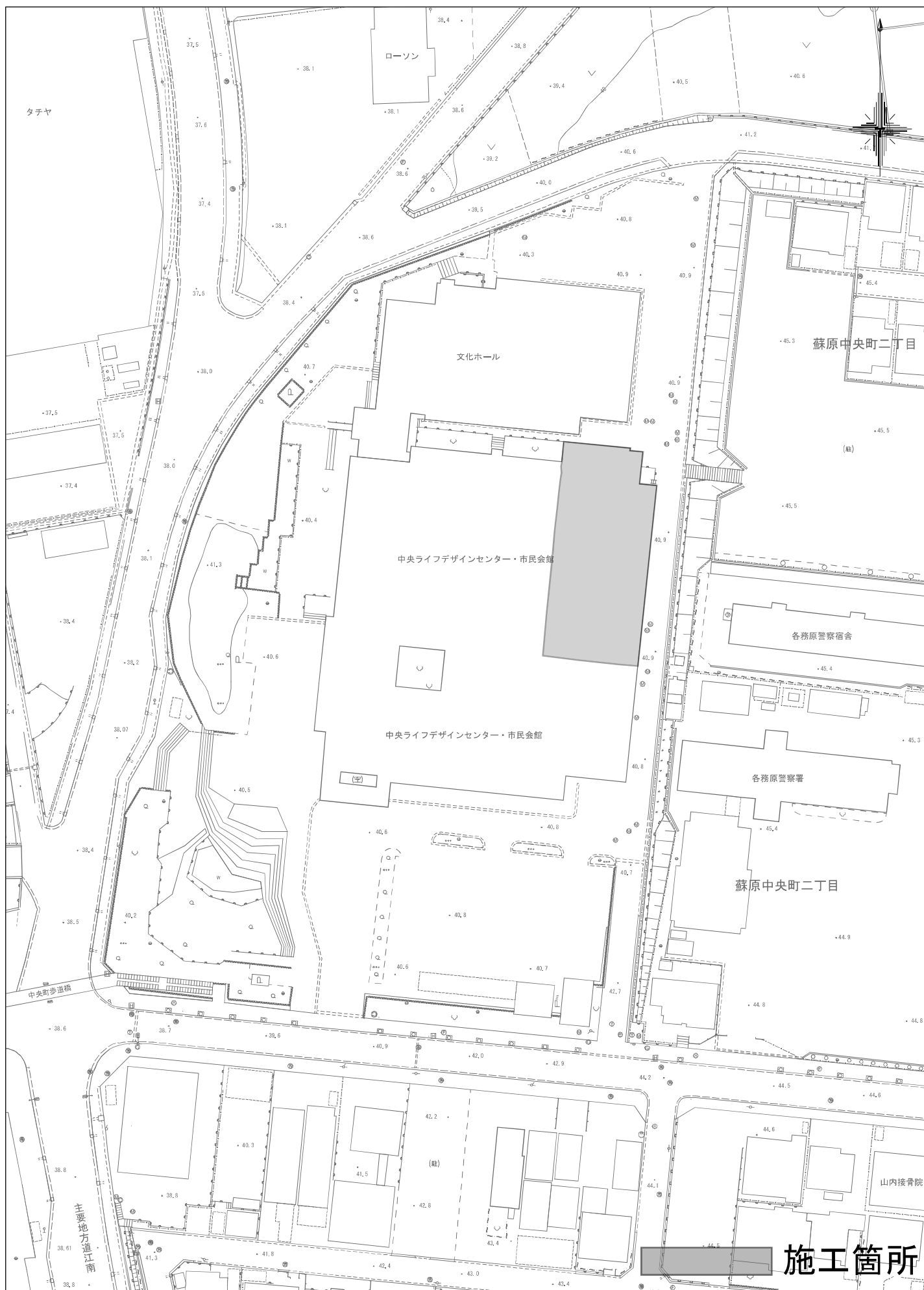
工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 市民会館舞台照明設備改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 151,200,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 愛知県名古屋市東区武平町 5 丁目 1 番地
丸茂電機株式会社 名古屋営業所
所長 田 中 徹 |



議第 9 0 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 無償譲渡する財産

名 称 認定こども園各務保育園（旧各務保育所）

所 在 地 各務原市各務おがせ町 4 丁目 1 2 8 番地 1

（1）建物（附属設備一式を含む。）

構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建

延べ床面積 7 0 4 . 6 4 平方メートル

（2）工作物・立木一式

2 無償譲渡の相手方

各務原市各務西町 5 丁目 1 8 9 番地

学校法人長屋学園 理事長 加 納 美 智 子

3 無償譲渡の理由

平成 2 1 年に民営化した認定こども園各務保育園（旧各務保育所）の園舎等を無償で譲渡することにより、相手方が今まで以上に安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため。

4 無償譲渡する日

平成 3 1 年 4 月 1 日



議第 9 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原市那加福祉センター
各務原市那加西福祉センター
各務原市那加南福祉センター
各務原市稲羽コミュニティセンター
各務原市稲羽西福祉センター
各務原市稲羽東福祉センター
各務原市鵜沼福祉センター
各務原市鵜沼東福祉センター
各務原市陵南福祉センター
各務原市蘇原福祉センター
各務原市蘇原コミュニティセンター
各務原市各務福祉センター
各務原市総合福祉会館
各務原市川島健康福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

各務原市那加桜町 1 丁目 6 9 番地
一般財団法人各務原市施設振興公社
代表理事 金 武 久

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議第 9 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原市福祉の里 あすなろ
ぽぷら
つくし
たんぽぽ
さくら
支援センター

2 指定管理者となる団体の名称

各務原市須衛稲田 7 番地
社会福祉法人各務原市社会福祉事業団
理事長 紙 谷 清

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議第 9 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原市高齢者生きがいセンター稲田園

2 指定管理者となる団体の名称

各務原市須衛稲田 7 番地

社会福祉法人各務原市社会福祉事業団

理事長 紙 谷 清

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議第 9 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原市高齢者生きがいセンター川島園

2 指定管理者となる団体の名称

各務原市那加桜町 1 丁目 6 9 番地

一般財団法人各務原市施設振興公社

代表理事 金 武 久

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議第 9 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原市商工振興センター

各務原市東亜町会館

各務原市南産業会館

各務原共同福祉施設各務原勤労会館

2 指定管理者となる団体の名称

各務原市那加桜町 1 丁目 6 9 番地

一般財団法人各務原市施設振興公社

代表理事 金 武 久

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議第 9 6 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原市指定文化財皆楽座

2 指定管理者となる団体の名称

各務原市那加桜町 1 丁目 6 9 番地

一般財団法人各務原市施設振興公社

代表理事 金 武 久

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議第 9 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原市総合体育館
各務原市那加地区体育館
各務原市稲羽地区体育館
各務原市鵜沼地区体育館
各務原市鵜沼西地区体育館
各務原市蘇原地区体育館
各務原市川島スポーツ公園プール
各務原スポーツ広場
各務野スポーツの森テニスコート
各務原市川島スポーツ公園テニスコート
各務原市川島スポーツ公園野球場
各務原市民球場
各務原市飛鳥球場
各務原市川島スポーツ公園多目的グラウンド
各務原勤労者総合グラウンド
各務原市弓道場
各務原市総合運動公園
各務原市川島小網堤外グラウンド

2 指定管理者となる団体の名称

各務原市那加桜町 1 丁目 6 9 番地
一般財団法人各務原市施設振興公社
代表理事 金 武 久

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議第 9 8 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原リバーサイド 2 1

2 指定管理者となる団体の名称

各務原市那加桜町 1 丁目 6 9 番地

一般財団法人各務原市施設振興公社

代表理事 金 武 久

3 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議第 99 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

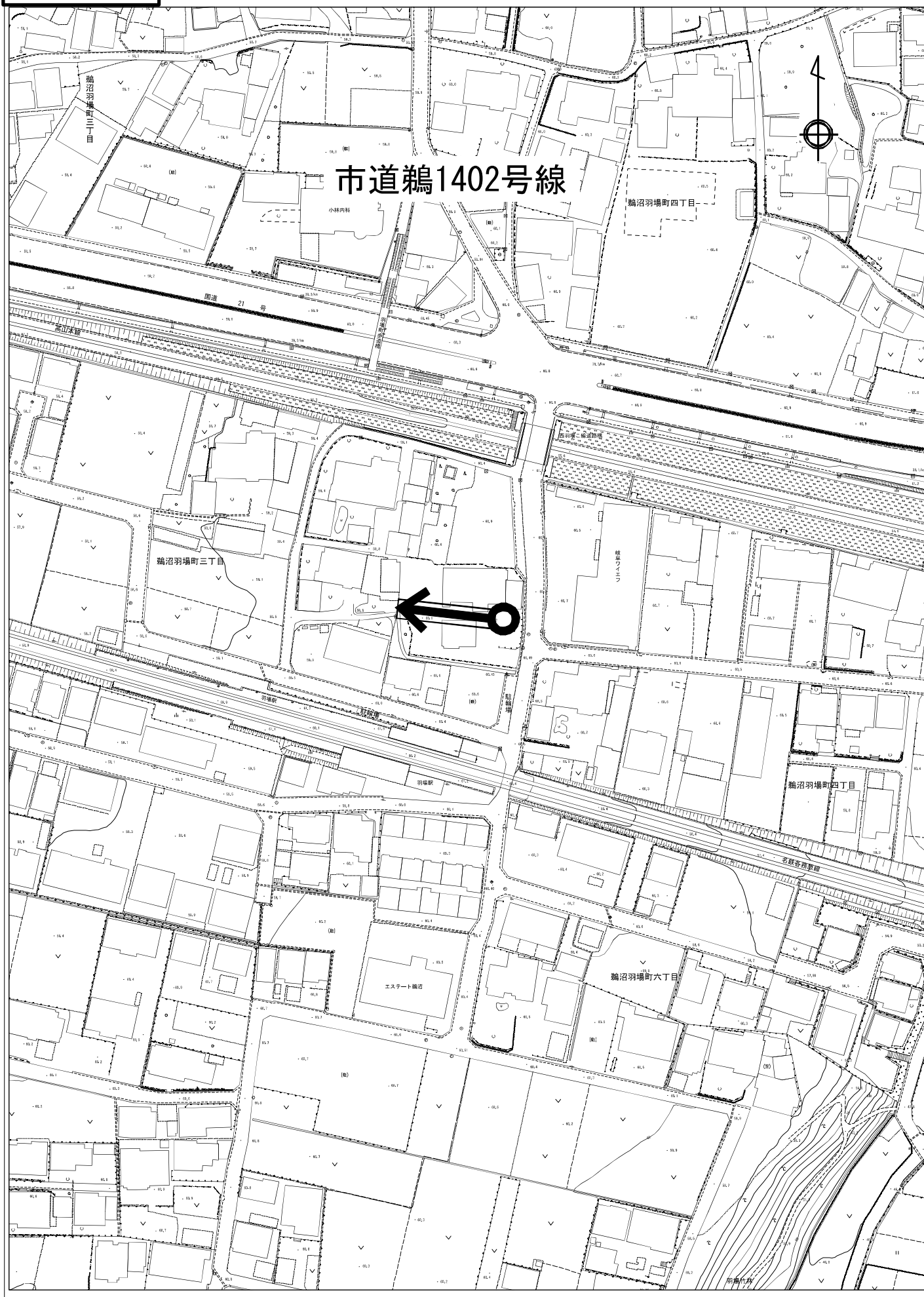
平成 30 年 11 月 29 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 0 2 号線	各務原市鵜沼羽場町 3 丁目 2 3 6 番 7 地先から	
	各務原市鵜沼羽場町 3 丁目 2 3 6 番 9 地先まで	
市道 鵜 1 4 0 3 号線	各務原市鵜沼各務原町 2 丁目 8 7 番 1 2 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 2 丁目 8 7 番 5 地先まで	
市道 鵜 1 4 0 4 号線	各務原市鵜沼各務原町 2 丁目 8 7 番 8 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 2 丁目 8 7 番 6 地先まで	





議第 1 0 0 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

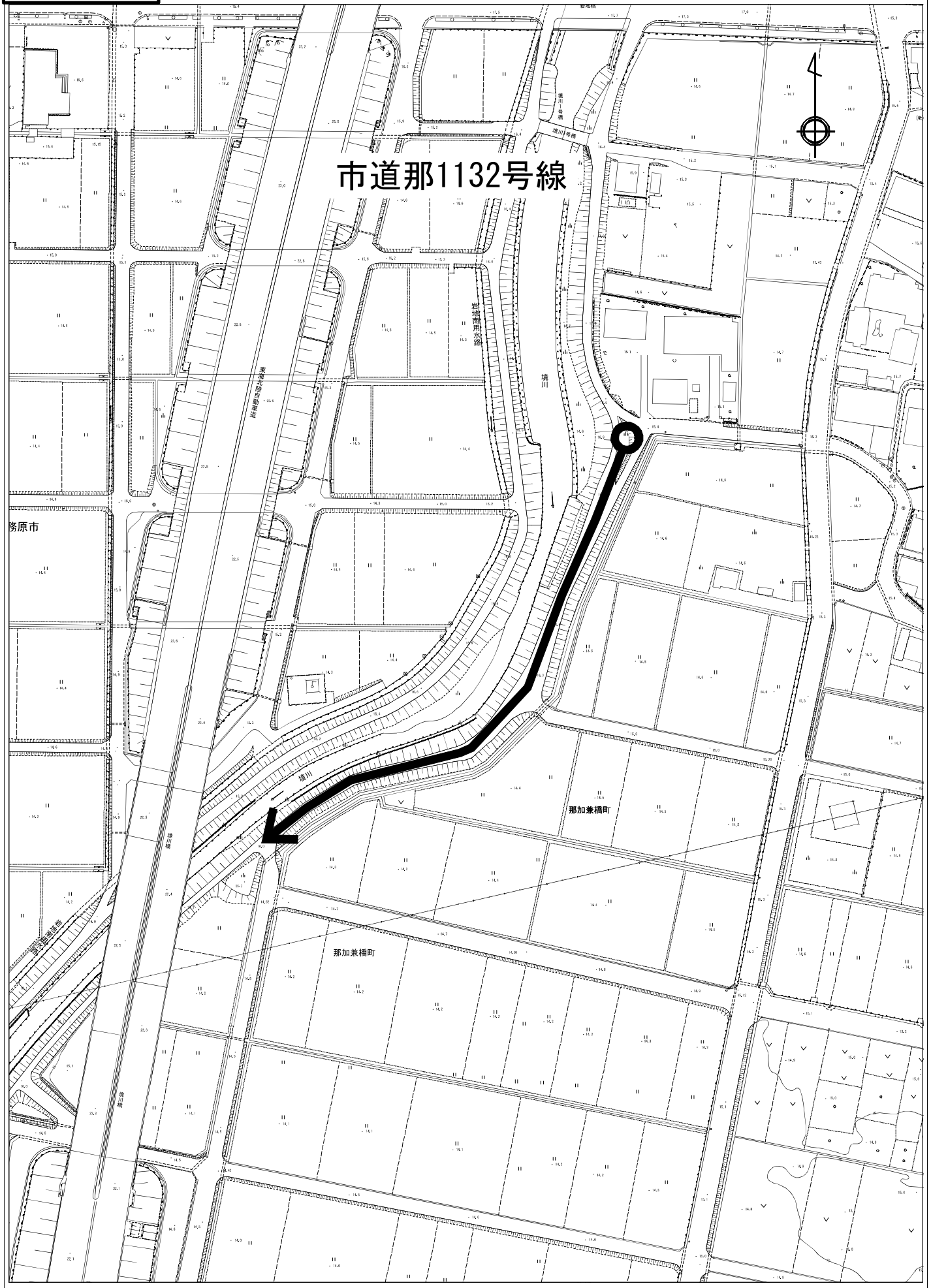
平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

市道那 3 7 8 号線道路改良事業に伴い、整備する周辺道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那 1 1 3 2 号線	各務原市那加長塚町 1 丁目 5 0 番 1 地先から	
	各務原市那加兼橋町 1 0 番 地先まで	



議第 101 号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項及び第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

平成 30 年 11 月 29 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

商業拠点の形成に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1081 号線	各務原市鵜沼西町 3 丁目 70 番 1 地先から	
	各務原市鵜沼西町 3 丁目 328 番 地先まで	
市道 鵜 1083 号線	各務原市鵜沼西町 3 丁目 187 番 地先から	
	各務原市鵜沼西町 3 丁目 260 番 地先まで	
市道 鵜 1084 号線	各務原市鵜沼西町 3 丁目 236 番 地先から	
	各務原市鵜沼小伊木町 4 丁目 178 番 1 地先まで	

2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1081 号線	各務原市鵜沼西町 3 丁目 70 番 1 地先から	
	各務原市鵜沼西町 3 丁目 318 番 地先まで	
市道 鵜 1083 号線	各務原市鵜沼西町 3 丁目 263 番 地先から	
	各務原市鵜沼西町 3 丁目 260 番 1 地先まで	

市道 鵜 1 0 8 4 号線	各務原市鵜沼西町 3 丁目 3 4 5 番	地先から	
	各務原市鵜沼小伊木町 4 丁目 1 7 8 番 1	地先まで	
市道 鵜 1 4 0 1 号線	各務原市鵜沼西町 3 丁目 2 3 9 番	地先から	
	各務原市鵜沼西町 3 丁目 2 9 0 番	地先まで	







